

国民健康保険

問合せ

- ・制度や保険税について：市民課保険係 127・128
- ・保険税の納付について：納税課 179・190

国民健康保険納税通知書を送付します

7月上旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れのないようお願いいたします。税率などについては、納税通知書に同封する「令和3年度国民健康保険税のお知らせ」「国保ガイドブック」または市公式サイトをご覧ください。

保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。



▲市公式サイト

限度額適用認定証の申請を7月19日(月)から受け付けます

現在の国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)から使える認定証の申請を、7月19日(月)から受け付けます。引き続き必要な方は、申請してください。

※自動更新ではありません。
※別世帯の方が申請する場合は、委任状などが必要です。

限度額適用認定証とは

医療費の自己負担が高額になった場合に提示すると、医療機関への支払いが一定の金額まで（年齢・所得区分により異なる）になります。認定証を受け取るには、事前の申請が必要です。申請した月から利用することができません。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

対象

- 70歳未満の方
- 70～74歳で住民税非課税の方
- 70～74歳（医療費3割負担）で住民税課税所得145万円～690万円未満の方
- 申請に必要なもの
- 本人確認書類（運転免許証など）
- 国民健康保険被保険者証
- マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードなど）
- 委任状（限度額適用認定証を必要とする方と別世帯の方が申請に来るとき）

国民健康保険高齢受給者証の更新時期です

現在の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(土)です。対象の方には、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

新しい受給者証の有効期間

8月1日(日)～令和4年7月31日(日)
※令和4年7月31日までに75歳になる方は、75歳になる日の前日まで※これから70歳になる方には、誕生月の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から使える受給者証を、誕生月の末日（誕生日が1日の方は前月の末日）までに送付します。
※詳しくは、同封のパンフレットで確認するか、問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療加入者の方へ 傷病手当金 支給適用期間を延長

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができず、給与などの支払いが受けられない期間について、傷病手当金を支給しています。

支給適用期間 労務に服することができない期間を「令和2年1月1日～令和3年6月30日」から「令和2年1月1日～令和3年9月30日」に延長

申請方法

支給要件や申請方法など、詳しくは事前に電話で問い合わせください。

問合せ

- 国民健康保険：市民課保険係 127
- 後期高齢者医療：市民課高齢医療・年金係 138

後期高齢者医療

問合せ

- ・制度や保険料について：市民課高齢医療・年金係 140
- ・保険料の納付について：納税課 179・190

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に、後期高齢者医療保険に加入している方に、令和2年中の所得金額に基づき決定された後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。

保険料の算定基礎となる保険料率は令和2年度と同率です。所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは決定通知書のお知らせをご覧ください。



▲オレンジ色の封筒で届きます。
後期高齢者医療保険料額決定通知書

医療費の負担割合と軽減制度

医療費の負担割合は1割か3割

後期高齢者医療制度に加入している方が病院などで支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。毎年8月1日を基準日として前年中の所得と収入により判定します。一部負担金の割合が変更になる方には、7月中旬以降に、新しい保険証を送付します。

なお、自己負担の割合が変わらない方は、現在お持ちの保険証（オレンジ色）をそのまま使うことができます。

●1割負担の方

同じ世帯にいる被保険者全員がいずれも住民税課税所得145万円未満の場合

●3割負担の方

同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得145万円以上の方がいる場合

一部負担金（自己負担）が軽減される場合があります

(1) 所得区分による負担軽減

①限度額適用・標準負担減額認定証
更新は8月1日(日)～

対象 自己負担1割の方の世帯の全員が住民税非課税の場合
申請して認定されると「限度額適用・標準負担減額認定証」が交付されます。医療機関に提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。認定証の交付を受けるには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

すでに交付されている方には、新しい「限度額適用認定証」を7月中旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。

②限度額適用認定証
更新は8月1日(日)～

対象 自己負担3割の方の世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合

申請して認定されると「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関に提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額が軽減されます。認定証の交付を受けるには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

(2) 特定疾病の治療の負担軽減

対象 次の特定疾病の高度治療が長期間継続して必要な方
申請して認定されると「特定疾病療養受療証」が交付されます。医療機関に提示すると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。

- 対象となる特定疾病
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

介護保険

問合せ

- ・制度や保険料について：高齢福祉介護課介護保険係 144
- ・要介護認定について：高齢福祉介護課介護認定係 146
- ・保険料の納付について：納税課 179・190

介護保険料決定通知書・納入通知書を送付します

7月上旬に、65歳以上の方（第1号被保険者）に令和3年度の保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。介護保険料は、3年ごとに各市区町村の介護サービスの供給量などを判断し決定することになっています。今年度は、保険料改定の年にあたるため、保険料額が変更されています。

保険料は、介護保険を支える大切な財源です。納め忘れないようお願いいたします。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように13段階に区分されます。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトで確認してください。



▲市公式サイト

■40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料
加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

認定を受けた方へ7月中旬に新しい介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方全員に、負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。現在持っている負担割合証の有効期限は7月31日（土）です。

8月1日（日）以降は、今回送付する負担割合証を提示してください。

介護保険負担限度額認定の手続きをしてください

介護保険施設を利用する方へ

介護保険施設の居住費（滞在費）・食費は原則自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設け

られ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われる「介護保険負担限度額認定」制度があります。
有効期間 8月1日（または申請日の属する月の初日か転入日）～翌年7月末

合計額が80万円超120万円以下の方：単身・550万円以下、夫婦・1550万円以下
○課税年金収入額十年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が120万円超の方：単身・500万円以下、夫婦・1500万円以下

対象 次の(1)(2)の両方にあてはまる方
(1)世帯全員が住民税非課税であること
(2)別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること

※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。
※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、

別世帯の配偶者も住民税非課税であること
○課税年金収入額十年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80万円以下の方：単身・650万円以下、夫婦・1650万円以下

※制度改正により対象の(2)と食費の負担限度額の一部が変更になりました。
必要書類など詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせしてください。

○課税年金収入額十年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80万円以下の方：単身・650万円以下、夫婦・1650万円以下

○課税年金収入額十年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80万円以下の方：単身・650万円以下、夫婦・1650万円以下



▲市公式サイト

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 共通事項

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料などの減免

次の(1)(2)に当てはまる世帯は、保険料・保険料が減免されます。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件のすべてに当てはまる世帯

↓保険料などを全額免除
①世帯の主たる生計維持者の要件
↓事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
②前年の所得の合計額が1000万円以下であること

※介護保険には②はありません。
③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
※減免に該当するかなど詳しくは、各担当に問い合わせてください。

問合せ

- 市民課保険係 127
- 市民課高齢医療・年金係 140
- 高齢福祉介護課介護保険係 143

郵送での手続きを利用してください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での手続きも受け付けています。申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。また、郵送で申請書の請求を希望する場合は、問い合わせください。

令和3年度

第1回インターネット公売

参加申込期間 7月8日(木)午後1時～28日(水)午後11時

公売ウェブサイト KSI 官公庁オークション

動産公売（せり売り）

入札期間 8月3日(火)午後1時～5日(木)午後11時

出品内容 家具、玩具など約300点

不動産公売（入札）

入札期間 8月3日(火)午後1時～10日(火)午後1時

出品内容 不動産物件2件

※詳しくは、市公式サイト、KSI 官公庁オークションサイトをご覧ください。

問合せ 納税課 168



◀出品例 玩具

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。